

監査の結果

1 監査対象部等

市立病院事務部門（次に掲げる課）

2 監査の対象課等の主な事務

（1）経営管理課

厚木市病院事業処務規程第3条に規定する分掌事務。

（2）病院総務課

厚木市病院事業処務規程第3条に規定する分掌事務。

（3）施設用度課

厚木市病院事業処務規程第3条に規定する分掌事務。

（4）医事課

厚木市病院事業処務規程第3条に規定する分掌事務。

3 監査の方法

財務に関する事務の執行を主に、事務事業が適正かつ効率的に行われているかについて、対象期間（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

（1）収入に関する事務

（2）支出に関する事務

（3）契約に関する事務

（4）財産・物品の管理に関する事務

（5）庶務その他事務

4 監査を行った期間

令和元年5月10日から令和元年6月27日まで

5 監査の結果

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに執行された監査対象課における収入事務、支出事務、契約事務、財産・物品管理事務、庶務その他事務については、次に指摘する事項を除き、条例及び規程等に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項については、口頭により指導した。

【予算の歳入手続きに関する事務執行についての指摘事項】

[経営管理課]

一時借入金について、地方公営企業法の規定どおりに事務手続が行われていませんでした。